

## 令和8年度青森市移住支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち別表第1に規定する条件不利地域を除いた地域（以下「東京圏」という。）から本市に移住した者に対し、当該年度の予算の範囲内で移住支援金を交付することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）その他の高等教育機関をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。

### (対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の第1号の要件に該当し、単身世帯にあっては第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに、2人以上の世帯にあっては第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第7号の要件に該当するものとする。

(1) 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。

(イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者として就職した者に限る。）については、通学期間の修業年限（高等専門学校にあっては2年）を上限として（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。

イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(イ) 申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、当該申請時から5年以上経過し、18歳以上となり、青森県及び市が認める場合を除く。

- (エ) 市税に未納の額がないこと。
- (オ) 青森県及び青森市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 本市に転入した後1年以内に青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - イ 就業先が市内に所在する事業所であること。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - エ 求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
  - オ 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (4) 次に掲げるテレワークに関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き週20時間以上テレワークで行うこと。
  - イ 地域未来交付金(デジタル実装型)(令和8年3月31日までに本市へ転入した者)については、デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 次に掲げる専門人材に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
  - イ 就業先が市内に所在する事業所であること。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (6) 次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウ及びエの要件に該当すること。
  - ア 本市での移住体験事業を経験していること。
  - イ 本市での移住相談(東京事務所、本市が参加する移住相談イベント及び青森圏域Uターン就活サポートデスクでの相談を含む。)を転入前に2回以上行っていること。
  - ウ 令和8年4月1日以後に本市へ転入した者(以下「令和8年度転入者」という。)にあつては、次に掲げるいずれかに該当すること。
    - (ア) 転入日時点において、40歳未満であること。
    - (イ) 申請日の属する年度の4月1日現在において18歳未満である世帯員を帯同する世帯であること。
  - エ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
    - (ア) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
      - i 就業先が青森市内に所在する事業所であること。
      - ii 本市が必要と認める別表第2に掲げる業種に就業すること。
      - iii 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
      - iv 就業先が官公庁等でないこと。
      - v 就業先が雇用保険の適用事業主であること。
      - vi 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。

いこと。

vii 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 農林水産業に就業すること。

(ウ) 事業承継したこと又は事業承継する意思があること。

(エ) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。

i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。

ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

(7) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住前において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、単身世帯にあつては60万円とし、2人以上の世帯にあつては100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、100万円に、申請日の属する年度の4月1日現在において18歳未満である世帯員の人数を乗じて得た額（令和8年度転入者にあつては、上限は200万円）を加算した額）とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、本市に転入した日から1年に達する日又は令和8年12月28日のいずれか早い日までの間に、令和8年度青森市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類

(2) 移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）

(3) 転入前の居住地及び居住期間、転入前及び申請時において同一世帯であること並びに本市に転入したことがわかる戸籍の附票等

(4) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等（法人経営者又は個人事業主にあつては、開業届の写し、個人事業等の納税証明書、確定申告書の写し等）、転入前の在勤地・就業期間を確認できる書類

(5) 青森県起業支援事業に係る起業支援金交付決定通知の写し（第3条第2号に該当する場合に限る。）

(6) 市税に係る納税証明書

(7) 個人情報確認同意書（様式第3号）

(8) 移住前の業務を引き続き行うことが確認できる業務委託契約書等の写し、開業届の写し又は申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態が確認できる書類（第3条第4号に該当し、かつ、個人事業主の場合に限る。）

(9) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことがわかる書類（第3条第5号に該当する場合に限る。）

(10) 履歴事項全部証明書又は法人設立届の写し（第3条第6号エ（エ）に該当し、かつ、法人を設立した場合に限る。）

(11) 開業届の写し又は開業届に準ずる資料（第3条第6号エ（エ）に該当し、かつ、個人事業主の場合に限る。）

(12) 農林水産業に従事していることが確認できる書類（第3条第6号エ（イ）に該当する場合に限る。）

(13) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を、市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否の決定及び当該支援金の額を確定し、令和8年度青森市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から令和8年度青森市移住支援金交付請求書（様式第5号）の提出があったときは、当該請求に基づき移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第8条 申請者は移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式第6号）（以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、青森市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第7号）を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、移住支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、青森市移住支援金返還請求書（様式第9号）により、期限を定めて移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合又は青森県内の他市町村に転出する場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 移住支援金の申請日から5年に達する日までの間に本市から青森県外に転出した場合

(3) 青森県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(4) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第3条第3号又は同条第5号の要件に該当する者として移住支援金の交付を受けたものに限る。）

2 前項の規定による移住支援金の返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年に達する日の前日までの間に本市から青森県外に転出した場合

ウ 青森県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

エ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第3条

第3号又は第3条第5号の要件に該当する者として移住支援金の交付を受けたものに限る。)

(2) 移住支援金の申請日から3年が経過した日から5年に達する日までの間に本市から青森県外に転出した場合 半額

3 青森県内の他市町村へ転出し、その後青森県外に転出した場合は、返還を請求するものとする。

(返還の免除)

第12条 移住支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った要因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式第10号)及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 市長は前項の申請があったときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書(様式第11号)により青森県に協議するものとする。

3 市長は第1項の申請を受理したときは、前項の青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書(様式第12号)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第13条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し通知するものとする。

2 青森県内の他市町村から移住支援金の交付を受けた者が当該他市町村から本市に転入し、その後青森県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨を通知するものとする。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(取扱方法)

第14条 この要綱及び青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号)に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第1（第1条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、山武市、匝瑳市、香取市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
神奈川県	三浦市、山北町、真鶴町、箱根町、湯河原町、清川村

別表第2（第3条関係）

業種(日本標準産業分類による。)
建設業
製造業
情報通信業
運輸業、郵便業
卸売業、小売業
金融業、保険業
不動産業、物品賃貸業
宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業
医療、福祉
サービス業（他に分類されないもの）

年 月 日

青森市長 様

令和8年度青森市移住支援金交付申請書

令和8年度青森市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯の区分	単身世帯	2人以上の世帯		
2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）		人	左記の人数のうち18歳未満の人数	人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	
	専門人材	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「青森市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
（就業・起業・専門人材の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、青森市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等市内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）青森市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（専門人材の場合のみ記載）目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職について	A. 離職を前提としていない	B. 離職を前提としている

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。



### 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、青森市から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 3(2)から(4)の事由により転出する場合は、転出前に青森市へ相談します。
  - 3 以下の場合には、令和8年度青森市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
    - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 移住支援金の申請日から3年未満の期間内に青森市から青森県外に転出した場合：全額
    - (3) 青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
    - (4) 移住支援金の申請日から3年が経過した日から5年に達する日までの間に青森市から青森県外に転出した場合：半額
- (就業又は専門人材の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

---

### 青森市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森市は、青森市移住支援金交付の実施に際して得た個人情報について、青森市が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

青 森 市 長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）  
（第3条第3号、同条第5号又は同条第6号エ（ア）の要件に該当する場合）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日 ※第3条第3号の場合のみ	
雇用形態 ※第3条第3号又は同条第5号の場合のみ	週20時間以上の無期雇用
雇用契約の解除の予定 ※第3条第5号の場合のみ	目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職することが前提ではない
就業先業種 ※第3条第6号エ（ア）の場合のみ 該当する業種を○で囲んでください	建設業 製造業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 医療、福祉 サービス業（他に分類されないもの）（日本標準産業分類より）

※移住支援金の申請に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森市の求めに応じ、青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

青 森 市 長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）  
（第3条第4号の要件に該当する場合）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務先所在地 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上のテレワーク従事
テレワーク交付金	勤務者に地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業による資金提供をしていない

※移住支援金の申請に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森市の求めに応じて、青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。



様式第2号（第5条関係）

年 月 日

青 森 市 長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（移住支援金の申請用）  
（第3条第6号エ（ウ）の要件に該当する場合）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

事業継承者氏名	
事業継承者住所 （移住前）	
事業継承者住所 （移住後）	
勤務先の 所在地	
勤務先電話番号	
事業継承内容	

※移住支援金の申請に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森市の求めに応じて、青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

## 個人情報確認同意書

年 月 日

青 森 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

私は、令和8年度青森市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

### 記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報

様

青森市長 ㊟

令和8年度青森市移住支援金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和8年度青森市移住支援金について、次のとおり決定したので、令和8年度青森市移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 青森市は、令和8年度青森市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年に達する日の前日までの間に青森市から青森県外に転出した場合：全額
  - ・青森県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年が経過した日から5年に達する日までの間に青森市から青森県外に転出した場合：半額（就業の場合）
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 青森市は、令和8年度青森市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付について必要があると認めるときは、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（青森市使用欄）	
---------------	--

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

青 森 市 長 様

住所  
氏名

印

令和8年度青森市移住支援金交付請求書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定のあった令和8年度青森市移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求額 円

なお、移住支援金については、下記の口座に振り込みしてください。

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

年 月 日

青 森 市 長 様

交付決定通知書再交付願

年 月 日付けで移住支援金の交付決定を受けましたが、下記の理由により通知書を再交付願います。

申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
再交付理由			

青 市 連 第 号  
年 月 日

様

青森市長 ㊟

青森市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕

年 月 日に再交付願のあった移住支援金に係る交付決定通知書について、下記のとおり再交付いたします。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 青森市は、令和8年度青森市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年に達する日の前日までの間に青森市から青森県外に転出した場合：全額
  - ・青森県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年が経過した日から5年に達する日までの間に青森市から青森県外に転出した場合：半額  
（就業の場合）
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 青森市は、令和8年度青森市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付について必要があると認めるときは、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（青森市使用欄）	
---------------	--

## 居住状況報告書

年 月 日

青 森 市 長 様

氏名

令和8年度青森市移住支援金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、報告します。

### 居住状況

住所	〒
電話番号	

※上記の住所が記載された直近1月の電気、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書（写しでも可）を添付してください。

青 市 連 第 号  
年 月 日

様

青森市長 ㊤

青森市移住支援金返還請求書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定した青森市移住支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、令和8年度青森市移住支援金交付要綱第11条の規定により返還を請求します。

記

1 交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

下記の指定口座へ振込

金融機関名：青森みちのく銀行 支店名：青森市役所支店

種類：普通預金 口座番号：95010 口座名義人：青森市会計管理者

※恐れ入りますが振込手数料は 様の負担でお願いいたします。

年 月 日

青 森 市 長 様

住所  
氏名

移住支援金返還免除申請書

令和8年度青森市移住支援金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から3年に達する日までの間に県外へ転出した。 <input type="checkbox"/> 移住支援金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した。 <input type="checkbox"/> 起業支援事業に係る交付決定を取り消された。
	半額の返還
	<input type="checkbox"/> 申請日から3年を経過した日から5年に達する日までの間に県外へ転出した。
返還免除申請額	万円
返還免除申請理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

年 月 日

青森県知事 様

青森市長 ㊟

移住支援金返還免除協議書

令和 8 年度青森市移住支援金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、移住支援金の返還免除に係る下記の決定について協議します。

記

返還免除申請者氏名	
既支給額	円
返還免除申請額	円
返還免除の可否 (いずれかに○)	免除する ・ 免除しない
可否を判断した理由	<p>【免除する場合】(該当項目にレ点) 次の理由により免除することがやむを得ないと判断されるため</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> <p>【免除しない場合】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>

【添付書類】

- ・ 移住支援金返還免除申請書の写し
- ・ 返還免除理由を証明する書類の写し

様式第12号（第12条関係）

青市連第 号  
年 月 日

様

青森市長 ⑩

移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった青森市移住支援金については、下記のとおり免除することに決定したので、令和8年度青森市移住支援金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

様式第13号（第12条関係）

青市連第 号  
年 月 日

様

青森市長 ⑩

移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった青森市移住支援金については、下記の理由により令和8年度青森市移住支援金交付要綱第12条第1項の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由